様式第２号

令和　　度産山村畜産経営持続化支援事業費補助金交付決定通知書

産経建第　　号

令和　　年　　月　　日

　様

産山村長　　　　　　　　　㊞

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度産山村畜産経営持続化支援事業費補助金については、産山村畜産経営持続化支援事業費金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

１　補助金交付額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付条件等

（１）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、村長の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止、又は廃止する場合には、村長の承認を受けなければならない。

（３）当該補助事業に係る帳簿類を整備しておくとともに、完了した日の属する年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

（４）次の場合には、補助金の全部または一部を返還すること。

　　　①　虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

　　　②　繁殖用家畜貸付契約書に記載された貸付期間（5年間）内に、当該繁殖雌牛を譲渡、転売、転貸等の行為を行ったとき。